

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第1回常任委員会

別冊資料



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ



翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

<目 次>

資料 1	青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則	1
資料 2	青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規定	6
資料 3	青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会名簿	8

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるの

は「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

（役員の選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞ

れ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和４年２月１４日から施行する。

別表(第２条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会名簿

【委員長：1名】

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	市長	倉光 弘昭

【副委員長：6名】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	議長	木村 良博
2	市	つがる市	副市長	今 正行
3	市教委	つがる市教育委員会	教育長	山谷 光寛
4	スポーツ	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	会長	成田 昭司
5	宿泊・観光	つがる市観光物産協会	会長	川嶋 大史
6	産業・経済	つがる市商工会	会長	長内 明彦

【委員：27名】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	副議長	長谷川 榮子
2		つがる市議会議会運営委員会	委員長	佐々木 慶和
3		つがる市議会総務経済建設常任委員会	委員長	田中 透
4		つがる市議会教育民生常任委員会	委員長	成田 博
5	スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
6		青森県柔道連盟	会長	豊嶋 弘文
7	学校	つがる市校長会	会長	梅津 知己
8		青森県立木造高等学校	校長	三上 保
9	産業・経済	きづくり商店街振興会	会長	長谷川 靖久
10	社会団体等	つがる市自治会連合会	会長	白戸 英行
11	医療・福祉	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	会長	白戸 英行
12		一般社団法人西北五医師会	副会長	宮重 希典
13	警備・消防	つがる市消防署	署長	菊地 弘樹
14	通信・輸送	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	高橋 賢
15		弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
16	市	つがる市総務部	部長	高橋 一也
17		つがる市財政部	部長	平田 光世
18		つがる市民生部	部長	高橋 勉
19		つがる市健康福祉部	部長	島田 安子
20		つがる市経済部	部長	三上 恒寛
21		つがる市建設部	部長	高橋 隆治
22		つがる市教育委員会教育部	部長	鳴海 義仁
23		つがる市議会事務局	事務局長	山口 淳志
24		つがる市監査委員事務局	事務局長	秋田 俊
25		つがる市農業委員会事務局	事務局長	中野 拓哉
26		つがる市選挙管理委員会事務局	事務局長	中田 良子
27		つがる市消防本部	消防長	工藤 康人